

【知的財産権部からのお知らせ】

日頃より China IP News Letter をご愛読いただきありがとうございます。2009年2月1日の発行ができなかったため、今回、2か月分のニュースを添付いたしました。

1. 第6回知的財産保護官民合同訪中代表団が来燕

2月10日から13日まで、中村 夫 IIPPF 座長（パナソニック会長）と高市早苗経済産業副大臣を代表とする代表団が来燕されました。商務部の崇泉・部長助理、全人代の方新常務委員、知識産権局の田力普局長、工商行政管理総局の付双建副局長と会見し、模倣品対策の強化や知財保護に関する協力事業の強化について意見交換を行ないました。この他、最高人民法院、質量総局、版權局、林業局の計8機関を訪問し、知財担当幹部と会談を行ないました。

2. 中国特許法実施条例の改正

2008年11月に中国特許法実施条例改正案に対する意見募集が行われました。中国特許法実施条例の新旧対照表及び説明資料を近日中に北京センターウェブサイトに掲載いたしますので、ご活用ください。なお、日訳は仮訳ですので、正確な内容は原本をご参照ください。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 深セン市、知財権行政法執行データベースの作成に法規定（深セン特区報 2009年1月9日）
2. 独自イノベーション成果の移転に関する強制規定を公布（新華網 2009年2月01日）
3. 特許当局、関連規則を改正へ（国家知識産権網 2009年2月12日）

○中央政府の動き

1. 工業・情報化部、来年の自主革新の重点を決定（中国政府網 2008年12月19日）
2. 9機関が共同発表 開発成果の産業化促進へ（国家知識産権網 2008年12月30日）
3. 知財当局 一般公衆の知財に関する文化的素養を調査（国家知識産権網 2008年1月5日）
4. ハイテク企業の認定条件に、出願から三年以内のコア技術を認可（国家知識産権網 2009年1月5日）
5. 国家版權局、六つの作業システムを推進（新華社 2009年1月15日）
6. 国家知財戦略の実施へ 連絡員による多部門会議を開催（国家知識産権網 2009年1月13日）
7. 質検総局 品質関連「ブラックリスト」制度を確立（新華網 2009年1月11日）
8. 商務部、中米知財権めぐるWTO紛争報告に意見表明（チャイナネット 2009年1月27日）
9. 中英、商標をめぐる戦略協力了解覚書に調印（中国工商報 2009年1月24日）
10. サービス業への知的財産権出資の比率、上限が70%（国家知識産権網 2009年1月

20日)

11. 中国、知財権保護・支援センター100カ所設立へ（国家知識産権網 2009年2月5日）
12. 発展改革委：「ハイテク産業化重点分野ガイドライン」公表へ（人民網 2009年2月02日）
13. 警察当局：違法海賊版犯罪の追跡強化へ（中国新聞出版報 2009年1月24日）
14. 3部門の通報センターを統合 懸賞金もアップ（人民日報 2009年2月12日）
15. 知財権保護の官民合同団が訪中、中国当局と会談（国家知識産権網 2009年2月12日）
16. 技術革新事業、科学技術部、財政部などが共同実施（新華社 2009年2月09日）
17. 中国、鉄道技術の独自基準を制定へ（知識産権報 2009年2月19日）
18. 電子情報産業の振興策決定 技術力の向上目指（中国政府網 2009年2月18日）
19. 工商総局：商標のインターネット出願が可能に（新華網 2009年2月17日）

○地方政府の動き

1. 広東、知財教育のモデル校が100校余に（知識産権報 2008年12月31日）
2. 義烏市 検察・警察・行政機関の共同情報ネットワーク構築へ（新華網 2008年12月27日）
3. 企業の知財権めぐる地方管理規範、江蘇で発表 全国初（科技日報 2009年1月6日）
4. 北京の企業が警戒システム、海外での知財トラブル対策で（国家知識産権網 2009年1月14日）
5. 地方知財戦略、省・自治区・直轄市9カ所で発表（新華社 2009年2月05日）
6. 北京・天津・上海・重慶 知財保護で協力へ（新民網 2009年2月12日）
7. 上海市工商局：個人のネットショップ開設に規制緩和（中国経済網 2009年2月9日）
8. 江蘇省、中国初の知財戦略モデル省づくりを始動（新華社南京 2009年2月15日）
9. 内モンゴル、信用情報基礎データベースを構築（新華社フフホト 2009年02月15日）

○司法関連の動き

1. マイクロソフトの海賊版事件、裁判所が厳しい判決を（NET EAST 2009年1月1日）
2. 「谷歌」をめぐる商標訴訟、グーグル社が中国社に勝訴（中国法院網 2008年1月6日）
3. エルメス、立体商標めぐり敗訴 保護受けられず（法制晩報 2009年1月12日）
4. 中国企業2社、意匠権侵害で独バスメーカーに賠償金2,000万元（中国法院網 2009年1月20日）
5. 中国法治青書完成、「国家知的財産権戦略」を高く評価（国家知識産権網 2009年2月14日）
6. 上海：一般知財案件は4裁判所で一元受理（新民網 2009年2月19日）

○統計関連

1. 雲南省、知的財産権をめぐる案件500件余り摘発（国家知識産権網 2008年12月31日）
2. 中国：1—11月ソフトウェア産業収入、同期比30.8%増加（中国電子報 2008年12月25日）

3. 中国ソフトウェア産業は30%の成長速度で増加（新華網 2008年1月8日）
4. 国家科学技術賞の受賞プロジェクト、800件余りの特許取得（国家知識産権網 2009年1月9日）
5. 2008年の専利出願件数、前年比19.4%増（国家知識産権網 2009年1月23日）
6. PCT国際出願件数、中国が世界6位に（国家知識産権網 2009年2月04日）
7. 2008年に海賊版出版物7,605万件押収（国家知識産権網 2009年2月2日）
8. 中関村のハイテク企業、去年の特許出願が13000件超（新華網 2009年2月14日）
9. 馳名商標の認定数、省別ランキング発表（新華網 2009年2月19日）
10. 08年のソフトウェア登録件数、過去2年の合計を上回る（国家版權局ウェブサイト 2009年2月17日）

○その他知財関連

1. 中国初の新エネルギー自動車産業基地が設立（人民網 2008年12月29日）
2. 版權所有者80社「反海賊版連盟」設立へ 版權局支持（新浪科技 2009年1月5日）
3. 中国馳名商標奨励基金、百度に奨励金100万元（新快報 2009年1月5日）
4. 緑茶の「龍井」、地名商標GIに認定（經濟参考報 2009年1月12日）
5. 中国の研究開発費、GDPの1.49%に相当（新華網 2008年1月7日）
6. 記憶容量12ギガ、次世代DVD規格「レッドレイ」発売（人民日報 2009年1月23日）
7. 中国科学院の研究成果を集めたウェブサイト開通（新華網 2009年1月22日）
8. 第一回全国中高生商標法律知識コンクール開催（新華網 2009年1月21日）
9. 中国テレビメーカー、特許問題解決で団体交渉（新華網 2009年2月3日）
10. 淘宝：コピー品販売ショップを取締り（重慶時報 2009年2月9日）
11. 国際著作権取引センター、北京中関村で開業（中国新聞出版報 2009年2月17日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★3. 特許当局、関連規則を改正へ★★★

国家知識産権局の田力普局長は2月4日、広東省珠海市で開かれた全国知識産権局局長会議で、第三次改正後の「専利（特許）法」が今年10月1日から正式に施行されるのを受け、国家知識産権局は関連部門の規則を改正し、知財権侵害に関する判定基準を定める方針を明らかにした。「専利法」の主な改正内容が、実際の運用に効果的に反映されるよう、保証していく狙い。

改正される関連規則は、「専利（特許・実用新案・意匠）審査ガイドライン」、「専利行政法執行弁法」、「専利代理条例」、「専利権利行使強制ライセンス方法」、「ライセンス契約マニュアル管理方法」、「抵当契約登記管理方法」など。各省・自治区・直轄市は地域の状況を踏まえ、「専利保護条例」や関連法規の改正に着手し、地方の知財保護活動の進展を図る計画だ。伝統知識や農産物等の遺伝資源、民間芸能など、特定分野の知的財産が豊富な省では、関連の地方法規の整備を進め、法的保護の対象としていく。（国家知識産権網 2009年2月12日）

○中央政府の動き

★★★2. 9機関が共同発表 開発成果の産業化促進へ★★★

国務院傘下の9機関——国家發展改革委員会、科学技術部、財政部、教育部、中国人民銀

行、税務総局、知識産権局、中国科学院、中国工程院がこのほど、「自主革新成果の事業化促進に関する若干の政策」を共同で発表した。中国の改革開放政策の実施で革新成果の事業化が目覚ましい発展を遂げている一方、企業の革新力不足、革新成果実施体制の不健全、工程化・インテグレーション能力の不足、事業化資金の調達難、支援政策の不徹底など長期間存在している問題の解決を目指して、9機関が国務院の「国家中長期科学技術発展企画綱要（2006－2020年）」に基づいて制定した。以下は摘要。

▽革新成果事業化のための市場環境の整備を急ぎ、関連の仲介システムを確立する。

▽大学・研究機関・企業への指導・サポートを強化し、その革新成果の保護、実施を促進する。

▽革新成果を発布するための体制を整備する。（国家知識産権網 2008年12月30日）

★★★3. 知財当局 一般公衆の知財に関する文化的素養を調査★★★

国家知識産権局はこのほど、「中国公衆知的財産権文化素養調査」活動をスタートした。一般大衆を対象に、知財関連の文化的素養の大規模調査が行われるのは、国内でも初めて。

今回の調査内容には、知的財産権に関する意識、考え方、知識、行為、技能、ニーズや、知的財産権に対する文化的素養の影響を受けるルートなどが含まれる。調査には、「知識尊重、イノベーション重視、信用とコンプライアンス」を核とする中国の知財文化を広め、国の知財戦略実施に有利な条件を作る狙いがある。

調査を通じ、中国国民の知的財産権に対する文化素養調査研究総合報告がまとめられるほか、公務員・青少年・新聞記者・科学的研究員・企業の計5つの重点調査対象に関するサブ報告書が完成する計画となっている。国家知識産権局は調査結果に基づき、テーマ別の知財文化普及プランを策定する。

調査結果の科学的合理性や有効性を確保するため、国家知識産権局は第三者機関である清華大学に調査を委託する。調査では3万例のサンプルを抽出し、専門的なフロー管理によりアンケート設問、データ収集、データチェック、品質チェックなどを厳密に進めることで、調査の専門性を確保し、調査の信頼性や有効性を高める方針だ。

調査結果は2009年4月までに発表される予定。（国家知識産権網 2008年1月5日）

★★★4. ハイテク企業の認定条件に、出願から三年以内のコア技術を認可★★★

科学技術部、財政部、国家税務総局はこのほど通達を出し、各地の所属部門が「ハイテク企業」の認定において、認定条件としてコア技術の知的財産権を審査するとき、出願から三年以内のものであれば、その有効性を認めると明確に規定した。

「通達」ではまた、各地の所属機関に対し、原則と手続きを真剣に徹底することを前提に、条件を満たす企業の認定作業を急ぎ、2008年中の完成をめざすよう求めている。

仲介機構に対して、「ハイテク企業認定管理弁法」と「ハイテク企業認定管理活動指南」、および国の関連規定に基づき真剣に専門監査報告書を作成しなければならないと規定。科学技術部、財政部、国家税務総局は2009年から、ハイテク企業の認定に使用される専門監査報告書では統一の書式を採用する。ただし、2008年にすでに作成された監査報告は再作成する必要はない。（国家知識産権網 2009年1月5日）

★★★6. 国家知財戦略の実施へ 連絡員による多部門会議を開催★★★

国家知的財産権戦略の実施作業に向けた部門間連絡会議の第1回連絡員全体会議が1月12日、北京で開催された。国家知識産権局の張勤副局長が会議に出席し、談話を発表した。国務院弁公庁の担当者のほか、部門間連絡会議のメンバー機関の連絡員や業務連絡担当者ら28人も会議に出席した。会議では、2008年の「国家知的財産権戦略綱要」の実施

状況を総括した上で、2009年の国家知的財産権戦略にかかる実施業務プランの草案を検討した。

張副局長はこの中で「国家知識産権戦略の実施に向けたプラットフォームはすでに整いつつあり、意思疎通や連携といった面で連絡会議制度の役割を十分に発揮する必要がある」と強調。さらに「国家知識産権局は国家知的財産権戦略の実施業務を担当する筆頭部門として、引き続きサービス意識を強化し、縦・横双方の連携や運営、サービスを適切に進めなければならない」と指摘した。

会議では、メンバー機関の連絡員が所属部門の戦略実施に関する状況を説明。また、「行政による法執行と刑事・司法との連携」、「重要プロジェクトの知的財産権審査メカニズム」、「知的財産権をめぐる対外広報」、「業界における知的財産権戦略研究」、「企業の知的財産権戦略の推進」など多方面にわたり、有用な意見・提案が多数寄せられた。（国家知識産権網 2009年1月13日）

★★★10. サービス業への知的財産権出資の比率、上限が70%★★★

国家工商行政管理総局がこのほど、流通業の発展をサポートするため、サービス企業を設立する際の知的財産権など非貨幣財産による出資が最高70%に達することができるとの規定を公布した。商標権の保護について、知名の流通企業、老舗の商標権の保護を重視、強化し、馳名商標認定制度をさらに整備し、馳名商標への保護に力を入れ、展示会の商標管理活動に取り組み、侵害行為への取締りを強化する。大中都市で「商標許諾経営制度」の徹底を進め、大規模な商品卸小売市場に対して規範化された商標監督・管理を実施する。（国家知識産権網 2009年1月20日）

★★★11. 中国、知財権保護・支援センター100カ所設立へ★★★

中国は今後数年以内に100カ所の知財権保護・支援センターを設立し、知的財産権の保護レベルの向上と知財権をめぐる紛争の対応を支援していく。珠海市で4日に開かれた全国知識産権局局長会議でわかった。

ここ数年、中国では知的財産権をめぐる紛争が増えつつある。一方、一部の権利者が知財権の法制度に対する知識が不足しているため、自らの合法的權益を守るのは困難となっている。とりわけ海外にかかわる知財権紛争では、タイムリーに対応できなく受動的な立場に置かれることが多い。こんな状態が続けば、イノベーションに対する権利者の積極性をそぎ、国内の企業と産業の発展に大きな損害をもたらすことが懸念されている。

経済的に訴訟の費用をまかなえない権利者や、知財権にかかわる解決の難しいトラブルに出会った国内の権利者に対して知財権保護サービスを提供するため、国家知識産権局は07年末に知財権保護支援事業を始めた。現在、すでに知財権保護支援センター46カ所が設立された。

国家知識産権局の田力普局長は、同局は今後、知財権保護の支援と通報・苦情の受け付け業務を強化し、数年以内に約100カ所の知財権保護支援センターを設立し、中国市場を主体とした知財権の創造・運用・保護・管理の能力を全面的に高めていく構えだと語っている。（国家知識産権網 2009年2月5日）

★★★15. 知財権保護の官民合同団が訪中、中国当局と会談★★★

国家知識産権局の田力普局長は2月11日、知的財産権保護に関する日本の官民合同訪中代表団（代表・高市早苗経済産業副大臣と中村邦夫パナソニック会長）の一行と北京で会見した。双方は▽中国「国家知識産権戦略綱要」の効果的な実施▽同「知財戦略」の2009年実施行動計画と知財保護行動計画▽「専利（特許）法」とその実施規則の改正——などについて意見交換した。

日本側は、「国家知識産権戦略綱要」の公布や「専利法」修正案の可決を賞賛するとともに、中国企業が特許協力条約（PCT）による国際出願件数を伸ばしている点にも触れ、祝意を示した。高市副大臣は、両国は知財保護をめぐり幅広い共通認識に達し、多分野で交流を進めていることを指摘。今後とも協力関係を強化させたいとの考えを述べた。（国家知識産権網 2009年2月12日）

○地方政府の動き

★★★4. 北京の企業が警戒システム、海外での知財トラブル対策で★★★

近年、海外市場を開拓する中国企業が、知的財産権関連の訴訟に巻き込まれるケースが多発している。しかし、中国企業の知財リスク回避・防止対策は充分でなく、中でも知財戦略の運用や国際的な知財ルールへの把握が遅れているのが現状だ。これに対し、北京市は2007年以降、海外進出企業向けに海外での知財トラブルへの警戒システムづくり、緊急救済措置といったプロジェクトのため、特別の資金枠を設けている。

2007年、警戒・救済システムづくりに向けたプロジェクトが初めて実行に移され、重点産業分野の有名企業14社、知的財産権関連の代理サービス機関8社が特別支援金を獲得した。「政府が主導となり、協会が紐帯となり、企業が主体となり、代理機関が媒介となる」の原則に基づき、海外での知財トラブル警戒に向けた模索が、すでに北京で始まっている。

2007年の実際の事例を基に、2008年度の作業では警戒体制づくりの検証や実施結果の評価により力を入れるほか、企業のリスク回避能力の向上や警戒システムづくり、プロジェクトの連続性確保などを図る。プロジェクト参加機関からは、知的財産権の海外警戒については、企業のターゲット製品や市場に合わせたシステム作りを望む声が多々寄せられている。このため、警戒措置の過程で企業からも技術者や市場、法務担当者を派遣し、代理機関との緊密な協力を取る必要が出ている。（国家知識産権網 2009年1月14日）

○司法関連の動き

★★★5. 中国法治青書完成、「国家知的財産権戦略」を高く評価★★★

『中国法治発展報告 NO. 9 (2009)』をテーマとした法治青書がこのほど中国社会科学院法学研究所により編集作業が終了し、まもなく出版されることがわかった。2008年の中国の法治活動を総括したもので、特に「国家知的財産権戦略綱要」について、「2008年の中国法治——科学発展観の徹底に伴い引き続き前進へ」と題した総論の中で、「科学教育興国戦略」（科学、教育により国家を振興）、「人材強国戦略」（人材により国力を増強）、「持続可能な発展戦略」に続き、新たな国家レベルの発展戦略だと指摘している。

「中国法治発展報告」は、前年の法治発展や一般に注目された問題をめぐり、国内の法曹界や学術界の専門家を招請して研究・評論を行なうもので、中国社会科学院法学研究所により2004年から毎年編集・出版されている。（国家知識産権網 2009年2月14日）

○統計関連

★★★1. 雲南省、知的財産権をめぐる案件500件余り摘発★★★

雲南省の各公安当局は2008年、知的財産権をめぐる案件524件摘発し、権利者のために経済損失およそ7000万元を挽回した。

2008年10月31日までの統計によると、同省の各級公安局が今年に受理した知財案件は計657件、主に模倣品の生産販売をめぐるもので、案件に関わる商品などの総価値は4億元以上に上っている。このうち、摘発に成功した案件は524件、容疑者1263人が逮捕された。

同省の公安当局はまた、行政法執行部門や企業との間で協力・連動システムをも立ち上げており、知財犯罪の特徴、動向などを常に通報したりするなど、企業の商標・特許・営業秘密などの保護に取り組んでいる。（国家知識産権網 2008年12月31日）

★★★4. 国家科学技術賞の受賞プロジェクト、800件余りの特許取得★★★

2008年度国家科学技術奨励大会が1月9日、北京で開かれた。「国家技術発明賞」として55件、「国家科学技術進歩賞」として254件のプロジェクトが表彰された。このうち、技術発明賞の受賞プロジェクト37件が280件の発明特許、科学技術進歩賞の受賞プロジェクト103件が560件の発明特許、合計840件の登録に成功している。特に国家技術発明賞を受賞した「非シリコン材料MEMS技術及びその応用」に関するものが、40件の特許を登録された。

国家科学技術奨励弁公室の胡曉軍副主任によると、同弁公室は2008年にオリジナル成果への奨励、イノベーション環境の整備に引き続き取り組んできたほか、選定の基準に知的財産権を重要な指標として、特許、基準化など科学技術戦略の実施に力を入れてきた。（国家知識産権網 2009年1月9日）

★★★5. 2008年の専利出願件数、前年比19.4%増★★★

国家知識産権局（SIPO）は22日、2008年に受理した専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願件数が前年比19.4%増の82万8,328件、登録件数が同17.1%増の41万1,982件に達したと発表した。2008年末までに中国で受理された累計出願件数は485万3,506件、累計登録件数は250万1,268件となった。

2008年に中国で受理された専利出願件数の内訳は、国内からが前年比22.3%増の71万7,144件（全体の86.6%）、国外からが同3.5%増の11万1,184件（13.4%）となった。国内からの出願のうち、発明特許が同27.1%増の19万4,579件（全体の27.1%）、実用新案が同24.4%増の22万3,945件（同31.2%）、意匠権が同17.8%増の29万8,620件（同41.6%）となった。一方国外から出願されたものは、全体の85.7%にあたる9万5,259件が発明特許だった。

2008年に中国で登録された特許件数の内訳は、中国からのものが前年比16.8%増の35万2,406件で、全体の85.5%を占めた。一方国内からは同18.8%増の5万9,576件となった。国内の出願人による登録特許のうち、発明特許が前年比45.8%増の4万6,590件（全体の13.2%）、実用新案が同18.0%増の17万5,169件（同49.7%）、意匠権が同7.7%増の13万647件（同37.1%）となった。外国からのものは、発明特許が79.1%を占め、前年比30.9%増の4万7,116件となった。（国家知識産権網 2009年1月23日）

★★★6. PCT国際出願件数、中国が世界6位に★★★

世界知的所有権機関（WIPO）ウェブサイトによれば、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願件数は2008年、再び過去最高を記録した。2005年に初のトップ10入りを果たした中国は、2008年の出願件数が前年比11.9%増の6089件となり、イギリスを抜いて6位となった。

WIPOのまとめによると、出願件数の上位3カ国は前年と同じで、米国が1位（5万3521件）、2位日本（2万8774件）、3位ドイツ（1万8428件）。続いて韓国、フランス、中国、イギリス、オランダ、スウェーデン、スイスの順。

中国では、大手通信機器メーカーの華為技術、中興通迅などのハイテク企業によるPCT出願が目立ち、出願件数の伸びに大きく貢献した。出願件数の企業別世界ランキングでは、華為技術が1位、中興通迅が38位にそれぞれ入っている。（国家知識産権網 2009年2月04日）

★★★7. 2008年に海賊版出版物7,605万件押収★★★

著作権を保護し、海賊版出版物を取締る活動が2008年に大きな成果を遂げている。全国海賊版撲滅弁公室によると、昨年(2008年)に全国で摘発された著作権侵害案件が1万2,490件、押収された海賊版出版物が7,605万5,000件に上った。

押収された海賊版出版物には、音楽・映像製品が5,679万5,000件で最も多く、次いで書籍が1,309万4,000冊、教材・補助教材が335万1,000冊、ソフトウェア・電子出版物が281万5,000件であった。

昨年4月26日の「世界知的所有権の日」に合わせて、全国海賊版撲滅弁公室が4月20日に31の省(自治区・直轄市)において「違法出版物同時廃棄処分」活動を行なった。各地で押収した違法出版物4,718万件が廃棄処分され、一回で廃棄処分した数量としては史上最多であった。(国家知識産権網 2009年2月2日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved